

**鳥取県告示第 735 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（土地活用促進調査）
- 2 作業期間 平成 19 年 8 月 27 日から平成 20 年 3 月 30 日まで
- 3 作業地域 鳥取市